

令和8年9月24日

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

標準契約書等の改正及び本組合契約の取扱いについて

標題について、大阪広域環境施設組合契約規則の改正及び公共工事標準請負契約約款等の改正を踏まえた所要の対応を行うため、標準契約書及び関連する特約条項を次のとおり改正しますので、周知いたします。

記

1 改正する標準契約書等

別紙1 改正する標準契約書等一覧のとおり

2 改正内容・理由

(1) 公共工事標準請負契約約款の改正に伴う対応

公共工事標準契約約款において、第三次・担い手3法を踏まえた対応として、建設業法第20条第1項の改正を踏まえ、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加された。※2また、他機関が発注した工事との調整規定及び協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設並びに前払金の使途に関する規定の見直しが行われ、国土交通省より同様の改正を求める勧告があったことから、本組合の工事請負契約書においても同様の改正を行う。

なお、前払金の使途拡大の取組は上記改正により恒久化されることから、関連する特約条項を廃止する。

※2 本取組に係る具体的な取扱いについては、別途通知します。

(2) 大阪広域環境施設組合契約規則第54条（不当な取引制限に係る損害賠償）の改正等に伴う対応

大阪広域環境施設組合契約規則の一部改正（令和8年大阪広域環境施設組合規則第14号。令和8年11月1日施行）において、第54条（改正後50条の2）の規定について、当該違反する行為の主体は当該請負等の契約者である旨明確化する改正を行ったことから、同様の改正を行う。また、同条第3項に基づく利息の取扱いに関し、関連規定との関係を

整理の上、本項に基づく利息の終期及び適用利率を明確にするため、所要の改正を行う。

(3) 過年度の改正における整備不備への対応

受注者の解除権の規定に関して、受注者に帰責事由がある場合は除くとする規定を整備した際に、一部の契約書において整備不備があったため、所要の改正を行う。

詳細な改正内容は、別紙2のとおり

3 本組合契約の取扱いについて

(1) 既に改正前の契約書で締結している契約

・本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。

(2) 令和8年11月1日以降に発注する契約

・令和8年11月1日以降に発注する契約については、順次改正後の契約書を使用することとします。

4 担当

大阪広域環境施設組合総務部経理課（契約担当）

電話 06-6630-3334

改正する標準契約書等一覧

No	標準契約書等の名称
1	工事請負契約書
廃止	前払金の使用等の特例に関する特約条項
2	物品買入契約書
3	物品買入契約書（石油製品の単価契約）
4	物品買入契約書（単価契約）
5	印刷請負契約書
6	修繕請負契約書
7	物品借入契約書
8	物品長期借入契約書
9	物品長期借入契約書（単価契約）
10	業務委託契約書（成果物型）
11	業務委託契約書（経常型）
12	業務委託契約書（長期継続契約用）
13	業務委託契約書（システム開発・改修用）
14	業務委託契約書（システム運用・保守用）
15	業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）
16	土木設計等業務委託契約書
17	測量等業務委託契約書
18	建築設計業務委託契約書
19	建築工事監理業務委託契約書

工事請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（関連工事の調整） 第 3 条 [略] <u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u> （請負代金内訳書及び工程表） 第 4 条 [略] 2 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u> <u>注 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て</u>	（関連工事の調整） 第 3 条 [同左] [新設] （請負代金内訳書及び工程表） 第 4 条 [同左] 2 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u> [新設]

<u>て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。</u> (現場代理人及び主任技術者等) 第 11 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者又は監督職員に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。ただし、第 3 号及び第 4 号について、これらを設置しない場合は、この限りでない。 〔(1)・(2) 略〕 (3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する者をいう。 以下同じ。） 〔(4) 略〕 〔2～5 略〕 (工期の変更方法) 第 24 条 〔略〕 〔2 略〕 <u>3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 50 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 51 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> (請負代金額の変更方法等) 第 25 条 〔略〕 〔2 略〕 <u>3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘</u>	(現場代理人及び主任技術者等) 第 11 条 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。 以下同じ。） 〔(4) 同左〕 〔2～5 同左〕 (工期の変更方法) 第 24 条 〔同左〕 〔2 同左〕 〔新設〕 (請負代金額の変更方法等) 第 25 条 〔同左〕 〔2 同左〕 〔新設〕
--	--

<u>案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 50 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 51 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> <u>4</u> [略] (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第 26 条 [略] [2～8 略] <u>9</u> <u>発注者は、第 3 項又は第 7 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 50 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 51 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> (前払金の使用等) 第 38 条 受注者は、<u>前払金(中間前払金を除く。以下本条において同じ。)</u>をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当しては<u>ならない。ただし、前払金額の 100 分の 25 を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの</u>	<u>3</u> [同左] (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第 26 条 [同左] [2～8 同左] [新設] (前払金の使用等) 第 38 条 受注者は、<u>前払金</u>をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当しては<u>ならない。</u>
---	---

<u>工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u> <u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u> （不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 43 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の請負代金額の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の請負代金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日</u>から発注者の指定する支払期日まで、<u>当該代金の支払の日</u>における民事法定利率	〔新設〕 （不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 43 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の請負代金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日</u>から、<u>支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省
--	--

(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。) の割合による利息を付さなければならない。	令で定める率をいう。以下同じ。) の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

物品買入契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 17 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 17 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から、支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

物品買入契約書（石油製品の単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 18 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日における民事法定利率</u>（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 18 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から、支払の日における民事法定利率</u>（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

物品買入契約書（単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 17 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日における民事法定利率</u>（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 17 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から、支払の日における民事法定利率</u>（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

印刷請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 35 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 35 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から、支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

修繕請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 33 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 33 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から、支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

物品借入契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 21 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から、支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

物品長期借入契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の<u>契約金額</u>に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日</u>から<u>発注者の指定する支払期日</u>まで、当該<u>代金の支払の日</u>における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。 (受注者の解除権) 第 26 条 〔略〕	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 21 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の<u>予定総額</u>に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日</u>から、<u>支払の日</u>における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。 (受注者の解除権) 第 26 条 〔同左〕

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、<u>前項</u>に掲げる事項が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。	2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、<u>前項各号</u>に掲げる事項が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

物品長期借入契約書（単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の単価契約金額に予定数量を乗じた額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。 （受注者の解除権） 第 26 条 〔略〕	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 21 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の単価契約金額に予定数量を乗じた額に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から、支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。 （受注者の解除権） 第 26 条 〔同左〕

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、<u>前項</u>に掲げる事項が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。	2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、<u>前項各号</u>に掲げる事項が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

業務委託契約書（成果物型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 43 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日</u>から発注者の指定する支払期日まで、<u>当該代金の支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 43 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

業務委託契約書（経常型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 42 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 42 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

業務委託契約書（長期継続契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 42 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 42 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

業務委託契約書（システム開発・改修用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 42 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 42 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

業務委託契約書（システム運用・保守用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 44 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 44 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 44 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、受注者に</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。	（不当な取引制限等に係る損害賠償金） 第 44 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）<u>において、</u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日</u>における民事法定利率（民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

土木設計等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 46 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 46 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日</u>における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

測量等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 46 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 46 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日における民事法定利率</u>(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

建築設計業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 45 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 45 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日</u>における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	

建築工事監理業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 40 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。 〔(1) 略〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 略〕 〔2 略〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払の日から発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日</u>における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。	(不当な取引制限等に係る損害賠償金) 第 40 条の 2 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。) <u>において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。</u> 〔(3)・(4) 同左〕 〔2 同左〕 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の<u>支払いの日から、支払の日</u>における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 8 年 11 月 1 日から実施する。	